

_____年度 固定資産税の課税特例適用申請書

年 月 日

(宛先) 津南町長

下記の償却資産について、固定資産税の課税標準の特例に該当するので、特例の適用を申請します。

住所・所在地
氏名・名称 ㊟
個人・法人番号

適用条項	資産の名称	数量	取得年月	取得価格 (円)	耐用年数	特例率	備考
法第 349 条の 3 第 項 法附則第 15 条第 項 号							
法第 349 条の 3 第 項 法附則第 15 条第 項 号							
法第 349 条の 3 第 項 法附則第 15 条第 項 号							
法第 349 条の 3 第 項 法附則第 15 条第 項 号							
法第 349 条の 3 第 項 法附則第 15 条第 項 号							

※適用条項については裏面を参照してください。

※上記の資産が特例の対象であることを証明する書類を添付してください。(例) 許可書や届出書の写し、仕様書など

	条項	内容	取得期間	特例率	適用期限
1	地方税法第 349 条の 3 第 27 項	家庭的保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産	平成 29 年 4 月 1 日～	1/2	無
2	地方税法第 349 条の 3 第 28 項	居宅訪問型保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産	平成 29 年 4 月 1 日～	1/2	無
3	地方税法第 349 条の 3 第 29 項	事業所内保育事業（利用定員が 1 人以上 5 人以下）の用に直接供する家屋及び償却資産	平成 29 年 4 月 1 日～	1/2	無
4	法附則第 15 条第 2 項第 1 号	公害防止用設備（汚水又は廃液処理施設）	令和 6 年 4 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日	1/3	無
5	法附則第 15 条第 25 項第 1 号イ	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備（太陽光発電設備（1,000kw 未満））	令和 6 年 4 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日	2/3	3 年度分
6	法附則第 15 条第 25 項第 1 号ロ	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備（風力発電設備（20kw 以上））	令和 6 年 4 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日	2/3	3 年度分
7	法附則第 15 条第 25 項第 2 号	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備（特定バイオマス発電設備（10,000kw 以上 20,000kw 未満））	令和 6 年 4 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日	6/7	3 年度分
8	法附則第 15 条第 25 項第 3 号イ	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備（太陽光発電設備（1,000kw 以上））	令和 6 年 4 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日	3/4	3 年度分
9	法附則第 15 条第 25 項第 3 号ハ	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備（水力発電設備（5,000kw 以上））	令和 6 年 4 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日	5/6	3 年度分
10	法附則第 15 条第 25 項第 4 号イ	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備（水力発電設備（5,000kw 未満））	令和 6 年 4 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日	2/3	3 年度分
11	法附則第 15 条第 25 項第 4 号ハ	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備（バイオマス発電設備（10,000kw 未満））	令和 6 年 4 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日	1/2	3 年度分
12	法附則第 15 条第 45 項	中小企業等経営強化法に係る町から認定を受けた先端設備等導入計画により取得した家屋及び償却資産	令和 5 年 4 月 1 日 ～ 令和 7 年 3 月 31 日	1/2	3 年度分
13	法附則第 15 条第 45 項	中小企業等経営強化法に係る町から認定を受けた先端設備等導入計画により取得した家屋及び償却資産 （租税特別措置法に規定する事項を定めた先端設備等導入計画）	令和 5 年 4 月 1 日 ～ 令和 7 年 3 月 31 日	1/3	4 年度分 （初年度のみ 5 年度分）